

多摩支部ってどんなところ？

——多摩支部 連載——

第3回 多摩地区の法律相談センター

東京弁護士会多摩支部法律相談委員会委員長 加畑 貴義 (61期)



1 はじめに

多摩支部の所属の加畑と申します。昨期から引き続き今期も、東京弁護士会多摩支部法律相談委員会委員長を務めております。本稿では多摩地区の法律相談センター（以下「LC」といいます）について、寄稿します。

2 多摩地区のLCの現状

多摩地区には、3つのLCがあります。立川LC、八王子LC、町田LCの3つです。広さや職員の数などを総合考慮すると、立川LCが中規模、八王子LCと町田LCは小規模のLCと言えるかと思えます。

LCの経営は、どこもけっして順調と言える状態ではありません。もちろん弁護士会はLCで利益を上げることが意図していないので、収入と支出はトントンか少し赤字くらいであれば、全く問題ないと思われます。しかし、コロナの影響があるとは言え、多摩のLCは少しの赤字とは言えないのが現状です。

東京三会の本会は、八王子LCに関しては、令和3年3月23日に「八王子法律相談センターに関する覚書の変更合意書」を締結し、令和4年6月末までに赤字を解消できなければ、不動産の賃貸借によるセンター運営を終了することを内容とする合意がなされています。町田LCに関しては、令和3年3月23日に「町田法律相談センターに関する覚書の変更合意書」を締結し、平成29年度の収支における赤字額と令和3年度の赤字額を比較して、赤字額が減少していない場合は、抜本的な対策を講じることを内容とする合意がなされています。

コロナの関係で経営事情が大きく変わり、比較年度等は変わることになりそうですが、八王子LC、町田LCの収入を上げないと、両LCの存続が危ぶまれることになります。

3 東京三会多摩支部法律相談委員会の現時点での意見

多摩支部においても、LCのあり方に関しては様々な意見があります。

東京三会多摩支部法律相談委員会の意見は、現時点において「八王子LC、町田LC死守」です。広い多摩支部の司法アクセスを守るという理念からは、現時点で、いきなり廃止することが適切とは言えないという意見です。

しかし、ここで大事なのは、多摩地域の司法アクセスを守る理念と、赤字額のバランスです。理念のために赤字額をどこまで許容できるかという視点です。

4 多摩地域の司法アクセスについて

少し協道にそれますが、多摩の司法アクセスについて、適正位置にLCが存置されているのか否かは、継続的に検討すべき問題です。司法アクセスが不十分である地域として、西東京市、東久留米市、清瀬市を中心とする北多摩地区があります。この3市の令和3年4月時点の人口は、合計約40万人です。それに対して、令和3年8月時点で、3市の弁護士の合計数は23人です。北多摩地区の市民が一番近い立川LCに行こうとする場合、1時間以上かかります。立川、八王子、町田に視点が集中し、北多摩地区の司法アクセスがあまり注目をされていないことには、強い危機感を抱いています。

5 各センターの考察

(1) 町田LC

町田LCは、開設当初から、法テラスの指定相談場所として、民事法律扶助制度による無料法律相談を常設していました。

これは市民サービスの観点からは、本当に良いことです。しかし、現実問題として、どんなに町田LCで民事扶助相談が入っても、町田LCには1円も収入が入ってこないことを意味します。もちろん法テラスには非は全くありませんが、弁護士会の収入の点を考えると、何か手を打たないといけない問題です。

町田LCは、場所としてはJR横浜線、小田急線沿線の市民にアクセスしやすい場所であり、LCとして、場所的に条件が悪いわけではありません。市民サービスの観点も鑑みつつ、さらなる経営努力が必要です。

(2) 八王子LC

八王子LCは、旧八王子LCと区別するために新八王子LCとも呼ばれています。とかくLCは民業圧迫と言われるにもかかわらず、八王子地区周辺の弁護士を中心に愛され、そして、八王子市からも存置継続要請があるLCです。

八王子LCの経営上の問題としては、近くに法テラス八王子があること、そして八王子市の無料自治体相談が充実しており、民間の法律相談が分散しているところにあります。八王子LCの大きな特色は、夜間相談です。京王線からもアクセスが良いところを生かし、夜間相談を生かした収入増を図りたいところですが、一朝一夕にはいきません。

6 多摩地区法律相談センターのあり方検討PT

多摩支部においては、令和2年に法律相談のあり方を検討するプロジェクトチームとして「多摩地区法律相談センターのあり方検討PT」（現在「多摩地区法律相談センターの実現検討PT」に名称変更）が設立され、令和3年3月22日に「多摩地区法律相談のあり方に関する提言」がなされました。内容は、人件費（立川LCへの事務局機

能の一本化）やLCの家賃（立川LCの移転）に着目した非常に良い提言であると思います。しかしこの提言の実行がなかなか進みません。その理由を以下に書きます。

7 放置と無関心とマンパワー不足

まず国会、多摩支部含めて、最近まで、皆、LCの赤字について放置しており、無関心でした。都内のLCはわずかに黒字のLCもありますが、全体としては大きな赤字でした。東弁に財政改革実現WGができてLCの財務にメスが入ったのは、3年前です。国会も、多摩支部も、LCの財務問題に関して、先送りをしていました。端的に言うと放置をしていたのです。私も、当時多摩地域のLCの赤字に関して認識していたので同罪です。

LCへの無関心はいまだに継続しています。LCの問題は複雑なのにもかかわらず、多摩支部の法律相談委員会は常に少人数です。ほんの数年前まで、「LC五車星」と言われる5人だけで、全ての自治体相談の議論と委員会の意思決定をしていました。マンパワー不足なのです。そして意思決定をしても、本会の運営委員会や役員会で差し戻されたら、またやり直しです。委員会は月に1回なので、議案が1回で通らなければ持ち帰りとなり、また時間がかかります。

早急にLCの改革をするためには、マンパワー不足の解消と突破力も必要です。多摩支部担当嘱託弁護士の設置が効果的だと思います。

突破力に関しては、一定の決定権限がある組織を立ち上げるといったドラスティックな改革も一案であり、多摩支部ではその役目が前述の「多摩地区法律相談センターの実現検討PT」に期待されています。

会員の関心、スピーディーな意思決定、マンパワー不足の解消、突破力と必要なものを4つ書かせて頂きました。多摩の3LCの収支改善に、どれ一つとして欠けてよいものではありません。

多摩の3LCの収支改善のため、私も微力を尽くす所存ですので、どうかご協力をよろしく御願い申し上げます。